

まちなかの緑地保全補助事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、都市において緑地を保全することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与するため、市町村が行う森林を身近に感じられる市街地の緑地整備に要する経費に対し、森林づくり県民税を活用して予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則(昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。)に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業)

第2 補助金の交付対象となる事業は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 保全する街路樹等は市町村が管理している道路に設置されているものであること。
- (2) 保全する街路樹等は都市計画法に規定する用途地域に定められていること。
- (3) 保全する街路樹等が設置されている市町村道は主要駅や観光地、通勤・通学、生活等で特に歩行者の多い歩行基軸で区間が概ね800mであること。
- (4) 保全する街路樹等が設置されている市町村道がグリーンインフラの取組を推進するために策定するエリアビジョンに位置付けられていること。

(対象経費、補助率及び補助限度額)

第3 第1に規定する対象経費、補助率及び補助限度額は別表のとおりとする。

(交付の条件)

第4 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 事業の実施箇所を変更しようとするときは、速やかに知事に報告してその承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき又は事業が予定の期間内に完了しないとき(遂行が困難となったときを含む。)は、速やかに知事に報告してその承認を受けること。
- (3) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納入させることがあること。

(事業計画書の提出等)

第5 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条の規定による申請書の提出に先立ち、別に定める日までに、まちなかの緑地保全補助事業計画書(要望様式-1及び2)を提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の書類の提出があった場合において、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付の内示を行うものとする。

(交付の申請書の様式等)

第6 規則第3条の規定による申請書は、まちなかの緑地保全補助事業補助金交付申請書(様式1)によるものとする。

- 2 規則第3条に規定する関係書類は次のとおりとする。
 - (1) まちなかの緑地保全補助事業 実施計画書(様式2)
 - (2) 保全路線を明示したエリアビジョン
- 3 前2項の書類の提出期限は、別に定める。

(変更承認申請書)

第7 第4の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 事業の内容を変更しようとするとき まちなかの緑地保全補助事業内容変更承認申請書(様式3)
- (2) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき まちなかの緑地保全補助事業中止(廃止)承認申請書(様式4)
- (3) 事業が予定の期間内に完了しないとき まちなかの緑地保全補助事業完了期限延長承認申請書(様式5)

(交付申請の取下げ)

第8 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、まちなかの緑地保全補助事業補助金交付申請取下書(様式6)を当該補助金の交付決定の通知を發した日から10日以内に提出して行うものとする。

(実績報告書等)

第9 規則第12条に規定する実績報告書は、まちなかの緑地保全補助事業実績報告書(様式7及び様式8)によるものとする。

- 2 前項に規定する書類の提出期限は、補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月15日とする。

(交付請求)

第10 補助金交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が補助金の交付を請求しようとするときは、まちなかの緑地保全補助事業補助金交付請求書(様式9)を提出するものとする。

(評価、検証及び情報公開等)

第11 補助事業者は、長野県が実施する当該事業に関する評価、検証及び広報活動に必要な資料、情報の提供に協力するものとし、必要な求めに応じて資料、情報を提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、当該事業により実施した成果をホームページ又は広報物等によって、広く県民に公開するよう努めなければならない。

(書類の保管等)

第12 補助事業に要する経費については、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確とし関係書類とともに、補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。

(申請書等の様式)

第13 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(書類の提出等)

第14 規則及びこの要綱により提出する書類は、電子データとする。

- 2 前項の書類は、知事に提出するものとする。

附則(令和5年3月27日 4都第484号)

(適用)

- 1 この要綱は、令和5年度の補助金から適用する。

(別表) (第3関係) まちなかの緑地保全補助事業補助金一覧表

対象経費	対象経費に対する補助率	補助限度額
1 市町村が管理する道路に設置されている街路樹等であって緑陰の確保や良好な樹形保全など樹木がもつ効果を発揮することができる剪定 2 上記1とあわせて実施する次に掲げるもの 植樹帯の沿道美化(街路樹の設置、植替えを除く)	2分の1以内	補助対象となる経費に係る1箇所(路線)あたり100万円

※ 補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。